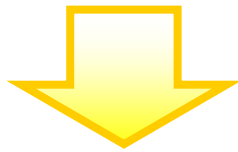


障害のある子どもの 早期支援及び就学指導の在り方について

1. 基本的考え方

特別支援教育の理念の実現という観点から、早期支援及び就学指導の充実を図る。



【基本的方向】

個別の教育支援計画の作成推進を通じて、

- ①早期からの教育相談や支援の充実
- ②適切な就学指導
- ③継続的な就学指導

の実現を図る。

2. 論点

(1) 早期からの教育相談や支援を充実するための方策について

①早期からの教育相談や保護者への情報提供の在り方

- ・市町村・都道府県(教育委員会)が小学校の通級指導教室や特別支援学校のセンター的機能等、保有する資源を活用するなどして、保健、医療、福祉等関係機関と連携して情報の共有化を図り、できるだけ早い時期からの教育相談や支援の充実を図る。
 - －幼稚園の多い地域、保育所の多い地域、公立か私立かの状況、都市部と地方等多様な地域の状況を踏まえた取組。
 - －個人情報保護への配慮。

(1) 早期からの教育相談や支援を充実するための方策について(続)

- ・障害のある幼児に対する支援とともに、障害児を支える家族に対する支援が重要。

② 幼稚園(保育所)における早期支援の充実

○ 幼稚園(保育所)における個別の教育支援計画の作成推進

- ・ 幼稚園の特別支援教育体制(校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、教職員研修の実施など)の充実

(幼稚園における現状)

特別支援教育コーディネーターの指名	公立52.6%	私立24.1%
個別の教育支援計画の作成	公立20.2%	私立13.5%

- ・ 特別支援教育に取り組む幼稚園に対する支援の在り方

(例) 特別支援学校のセンター的機能の活用
教育委員会から専門家チームを定期的に派遣 等

③ 幼稚園(保育所)や療育機関等を利用しない場合の対応

(2) 就学指導の在り方について

【問題意識】

特別支援教育の理念を就学指導において実現するためには

- 一人一人の教育的ニーズをきめ細かく把握し、
- 教育的ニーズに最も適切に対応できる就学校を決定し、適切な教育・支援を行うことが必要。

(2) 就学指導の在り方について(続)

【現状】

- 点に集約されすぎ(就学前の限られた時間の中で就学校を決定)。
- 就学指導を行う体制が十分でない(市町村の教育委員会の現状)。
- 就学校の決定に際して、情報が十分でない場合がある(関係機関の連携、情報の共有が不十分)。
- 現行制度では、就学基準に該当する子どもについては、原則、特別支援学校に就学し、特別の事情がある場合は認定就学により小・中学校に就学する(実際には総合的な見地から判断されている。)

(平成14年)

- ・就学基準の弾力化
- ・認定就学の制度化
- ・専門家の意見聴取の義務付け
- ・就学先について総合的な見地から判断することが大切である旨通知

(平成19年)

- ・保護者の意見聴取の義務付け

【今後の対応の方向性】

就学前の段階で、市町村教育委員会が個別の教育支援計画(後述)を作成することとし、その中で就学校及び教育・支援の内容を決定していったらどうか。

(2) 就学指導の在り方について(続)

① 個別の教育支援計画のイメージ

○位置づけ

市町村教育委員会が翌年度の就学予定者を対象に、保護者や関係機関と連携して作成し、就学後は就学校に引き継ぐ。

○内容

障害の状態、教育的ニーズ、就学する学校、学校で受ける教育・支援の内容、関係機関が実施している支援の内容等。

○作成する範囲

就学基準に該当する程度の障害がある場合には原則作成し、その程度に達しない場合においても必要に応じ作成(特別支援学級や通級による指導等)。

② 一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定手続き

○就学校の決定に当たっては、一人一人の教育的ニーズをきめ細かく把握した上で、就学基準に該当するか否かに加えて、専門家や保護者の意見、地域の状況等を市町村教育委員会が総合的に勘案して、本人の教育的ニーズに最も適切に対応できる学校を就学先として決定する。

③ 必要な条件整備(一部後掲)

○適切な就学指導を行うための体制整備

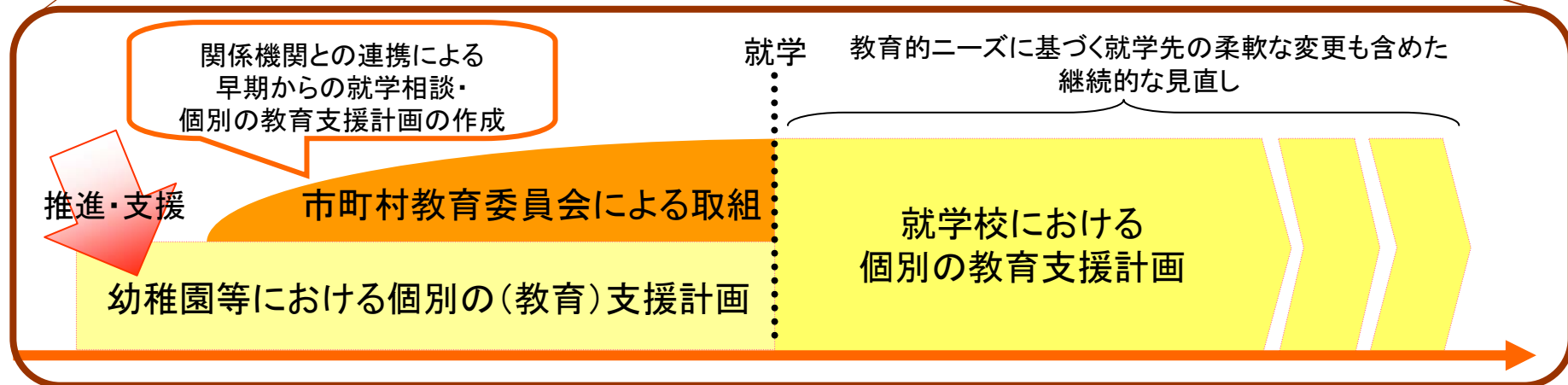
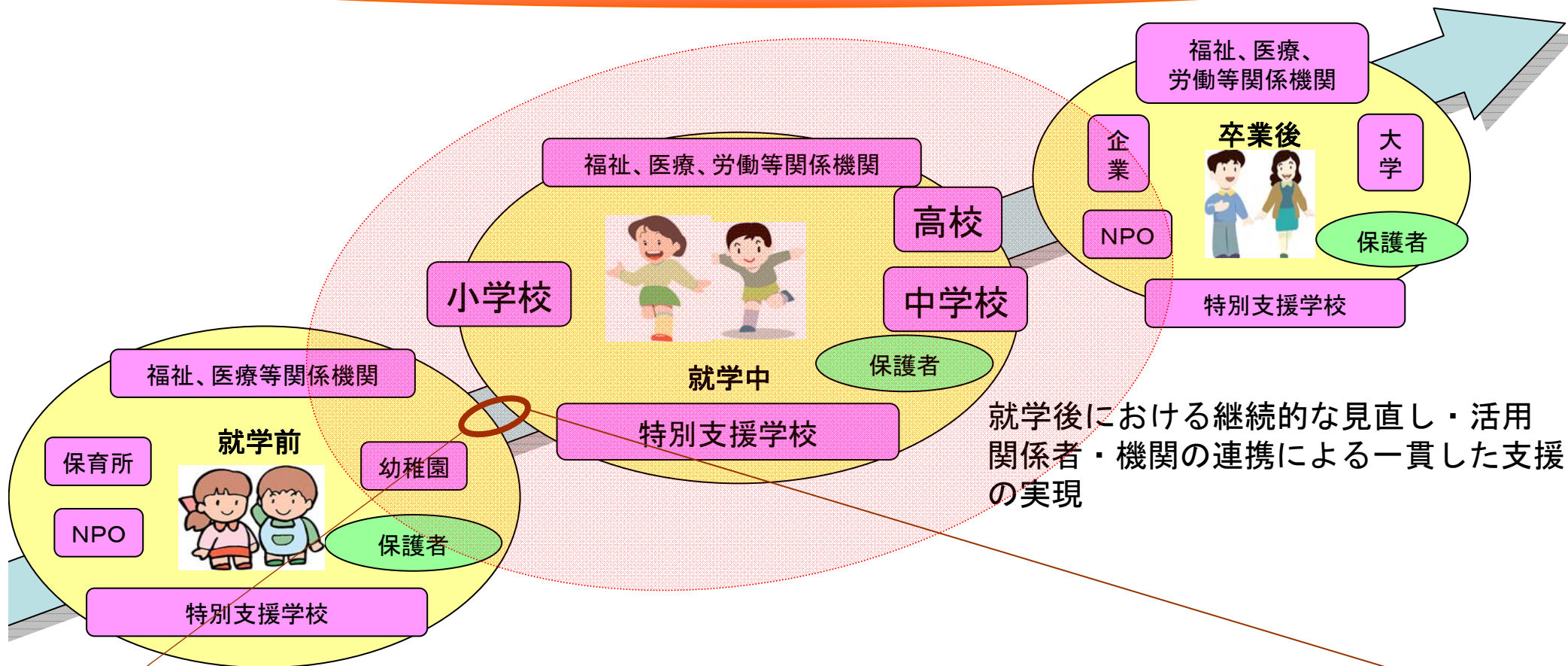
- ・市町村教育委員会の就学指導のための体制整備には、特別支援教育の経験のあるベテラン教員の力が必要。
- ・特別支援教育に詳しい就学指導のための人員配置が必要。

○情報の共有化

- ・早期支援に係る機関(幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む)、保育所、療育機関等)との連携強化による情報の共有化。

○その他

就学指導における個別の教育支援計画の作成・活用



(3) 継続的な就学相談・指導の実施について

- 個別の教育支援計画の定期的な見直しを通じた継続的な就学指導
 - ・就学校においても児童生徒の様子を見て、引き続き就学相談・指導を行う必要がある。
- 子どもの教育的ニーズを継続的に把握するための体制(校内委員会)などの在り方
 - ・子どもの変容を把握するためにも巡回指導を定期的に行う必要がある。
 - ・校内委員会や特別支援教育コーディネーターの質を精査する必要がある。

(4) 居住地の小・中学校との関わりについて

- 就学前の相談における関わり
- 特別支援学校に就学した場合の関わり
 - ・特別支援学校に就学した児童生徒の教育について(必要に応じて)居住地の教育委員会や小・中学校が関われる仕組みは重要。
 - ・居住地の学校との交流及び共同学習を進める必要がある。

(5) 市町村教育委員会等の体制整備について

- 適切な就学指導を行うための体制整備
 - ・市町村教育委員会の就学指導のための体制整備には、特別支援教育の経験のあるベテラン教員の力が必要。
 - ・特別支援教育に詳しい就学指導のための人員配置が必要。
 - ・学校種間の人事交流を進め、小・中学校教員が特別支援教育に関する経験を積むことが必要。
- 就学指導委員の専門性